



## 信州の豊かな森林をもっと身近に。 そして、未来へつなぐために。

### 森林税（正式名称：長野県森林づくり県民税）とは

森林は雨水を蓄えてきれいな水を育んだり、土砂崩れを防いだり、二酸化炭素を取り込み地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしを支えており、生活している誰もが森林の恵みを受けています。

長野県ではこの森林の恵みをこの先も受け続けることができるよう、平成20年度から「長野県森林づくり県民税」として個人の皆様から年間500円（法人の場合は均等割額の5%相当額）をご負担いただき、里山の手入れなどを進めています。

### 令和5年度からの「森林税」でとりくむこと

- ① 山に木を植えるとともに今ある森林の手入れを進めます
- ② 森林の恵みや木のぬくもりをもっと身近に。もっとまちなかに
- ③ 森林・林業に関わる人材を支え、育てます
- ④ 市町村と協力し地域の森林・林業の課題を解決



長野県



しあわせ信州

詳しい内容は、  
中面をご覧ください

# 「森林税」はみなさんの“日々の暮らし”

## ① 山に木を植えるとともに今ある森林の手入れを進めます

基本方針：Ⅰ | 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

### 主伐・再造林を促進し、若い森林への更新を加速化

⇒育った木を使うとともにCO<sub>2</sub>を多く吸収する若い木に植え替えることで、地球温暖化の防止と林業の活性化が期待できます。

### 防災・減災のため整備が必要な里山の間伐を支援

⇒間伐\*を行うことで日当たりが良くなり木がよく育ち、災害に強い森林となるため安全・安心に暮らせませす。

\*樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、木の成長を促進する作業のこと。

若い森林を作っ  
て地球の温暖化を  
防ぎます。



長野県森林づくり県民税  
PRキャラクター



【再造林の様子】



【防災・減災のための里山の間伐】

## ② 森林の恵みや木のぬくもりをもっと身近に。もっとまちなかに

基本方針：Ⅱ | 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

### 県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり

⇒誰でも森林の恵みを身近に感じる場所を県内各地につくります。

### 広く県民が利用する施設や子どもの居場所の木造・木質化等

⇒公共施設や民間の施設を木に変えることで、木のぬくもりや温かさを多くの方に感じていただけます。

### やまほいくのフィールドや学校林の整備等

⇒子どもたちが安全に森林の中で遊んだり学んだりする機会を作ります。

### まちなかの緑・街路樹の整備

⇒まちなかでもみどりや木を感じることができます。

誰でも  
木のぬくもりや森林の恵みを  
感じられるように  
なります。



【開かれた里山の整備・仕組みづくり】



【県産材を利用した公共施設の木質化】  
(佐久合同庁舎県民ホール)



【まちなかの緑化支援】

# を豊かにすること”に活用されます

## ③ 森林・林業に関わる人材を支え、育てます

基本方針：Ⅲ | 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援

### 🍃 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援

⇒森林セラピーやエコツアーガイドなど森林を様々なことに利用  
する団体の皆さんをサポートします。

### 🍃 多様な林業の担い手の確保・育成

⇒森林・林業に携わる人を確保・育成することで、  
豊かな森林が保たれます。

森林・林業の  
皆さんを  
サポートします。



【森林セラピーの様子】



【林業人材の育成】

## ④ 市町村と協力し地域の森林・林業の課題を解決

基本方針：Ⅳ | 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

### ▲ ライフライン等保全対策 ▲ 河川沿いの支障木等の伐採

### ▲ 観光地の景観や緩衝帯整備 ▲ 病虫害被害対策

⇒森林・林業の課題を市町村と協力して解決することで、  
地域の防災・減災が図られ、観光地の魅力が高まります。



【ライフライン沿いの支障木の伐採】



【松くい虫による被害の状況】



【観光地の景観整備  
(上松町：寝覚の床)

事業の詳しい内容は、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」として  
公表していますので、ぜひご覧ください。





# 森林税の仕組み



課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式
納税義務者	<p>(個人)・県内にお住まいの方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お住まいの市区町村以外に家屋敷または事務所等を県内にお持ちの方 (県内にお住まいの方が、住所地以外の県内の市町村に家屋敷等をお持ちの場合は、それぞれの市町村に納めていただきます。)</li> </ul> <p>約 109 万人</p> <p>(法人)・県内に事務所等を有する法人</p> <p>約 5 万 1 千法人</p>
超過税額	<p>(個人) 年額 500 円</p> <p>(法人) 年額 現行の均等割額の 5 % 相当額 資本金等の額に応じて、1,000 円から 40,000 円</p>
実施期間	<p>(個人) 平成 20 年度から令和 9 年度までの各年度分</p> <p>(法人) 平成 20 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分</p>

森林税に関する情報や各地域の取組は、HPやSNSで随時情報発信しています。

長野県公式ホームページ



長野県魅力発信ブログ



長野県林務部フェイスブック



長野県林務部  
YouTube チャンネル



長野県林務部ツイッター



長野県林務部インスタグラム



森林税に関するお問い合わせは、長野県林務部森林政策課またはお近くの地域振興局林務課まで

■長野県林務部森林政策課 TEL：026-235-7261 FAX：026-234-0330  
E-mail：mori@pref.nagano.lg.jp

■各地域振興局 林務課

- 佐 久 — TEL：0267-63-3152
- 木 曾 — TEL：0264-25-2224
- 上 田 — TEL：0268-25-7137
- 松 本 — TEL：0263-40-1926
- 諏 訪 — TEL：0266-57-2919
- 北アルプス — TEL：0261-23-6519
- 上 伊 那 — TEL：0265-76-6823
- 長 野 — TEL：026-234-9521
- 南 信 州 — TEL：0265-53-0423
- 北 信 — TEL：0269-23-0215

皆様のご理解とご協力をお願いします。